

熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金交付要領

第1 趣旨

熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 補助の対象とならないもの

次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既に実施している事業
- (2) 他の国庫負担（補助）制度又は県負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の取得又は整地に係る事業
- (4) 車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業

第3 補助金交付申請等の手続

(1) 補助金の交付申請

ア 規則第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、別に定める日までに提出するものとする。

イ 規則第3条第1項の申請書は、要項第3条第1項の規定にかかわらず、別記第1号様式によるものとする。

ウ 規則第3条第2項の添付書類は、要項第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(ア) 別紙1、別紙2、別紙3、整備予定の日常生活圏域の区域及び整備予定の施設の位置がわかる地図

(イ) 補助事業等に係る収支予算書（別記第2号様式）又はこれに代わる書類

(ウ) その他参考となる書類

(2) 補助事業の内容等の変更

規則第7条第1項の変更申請書は、要項第5条第2項の規定にかかわらず、別記第4号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、事業計画書（別紙3）を準用するものとする。

第4 補助金に付す条件

本補助金の交付に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 市町村が自ら実施する特別対策事業に対して県が補助金を交付する場合

- ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ケ 市町村がアからクにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(2) 事業者に対し市町村が補助することにより実施する特別対策事業に対して県が補助金を交付する場合

ア (1)のイ、ウ及びエに揚げる条件

イ 市町村が事業者に対してこの補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

- a 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
- b 建物等の用途
- c 利用定員

(イ) 事業を中止し、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(ウ) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速

やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

- (エ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (オ) 市町村長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
 - (カ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (キ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記第11号様式により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市町村長に報告しなければならない。

また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に納付しなければならない。
 - (ク) 交付すべき助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市町村に納付しなければならない。
 - (ケ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (コ) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (サ) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (シ) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- ウ イにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- エ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

オ 事業者がイより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を県に納付させることがある。

第5 状況報告

市町村は、自ら実施する特別対策事業及び市町村が補助することにより行う特別対策事業の双方について、以下の状況報告を行うものとする。

- (1) 工事に着工したときは、別紙4により工事に着工した日から20日以内に、工事進捗状況については、別紙5により12月末日現在の状況見込みを11月末日までに知事に報告すること。
- (2) 交付決定前において工事に着工する必要がある場合は、別紙6により事前に知事に届け出ること。
- (3) 工事が完了したときは、工事が完了した日から20日以内に別紙7による工事完了届を知事に提出すること。

第6 実績報告

- (1) 規則第13条の実績報告書は要項第9条第1項の規定にかかわらず、別記第7号様式によるものとする。
- (2) 規則第13条の添付書類は、要項第9条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

ア 要項の補助対象経費欄における1の場合

- (ア) 事業実績書(別紙8、別紙9)
- (イ) 収支精算書(別記第2号様式の2)
- (ウ) 事業内容を説明する書類
 - a 施設建設の工事請負契約書の写し
 - b 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
 - c 建物平面図
 - d 建物内外主要部分の写真

イ 要項の補助対象経費欄における2の場合

- (ア) 事業実績書(別紙8、別紙9)
- (イ) 収支精算書(別記第2号様式の2)
- (ウ) 事業内容を説明する書類
 - a 設備設置等の工事請負契約書の写し又は購入した設備の領収書の写し
 - b 建物平面図
 - c 建物内外主要部分の写真

(3) 事業実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

ただし、事業を翌年度に繰り越した場合は、事業の完了の日から起算して25日を経過した日とする。

第7 補助金の請求等

補助金の請求書は、別記第9号様式又は別記第10号様式によるものとする。

第8 補助金の概算払

本補助金について、必要があると認める場合においては、当該事業の歳出予算の範囲内において概算払をすることがある。

附則

この要領は、令和元年(2019年)7月22日から施行し、令和元年(2019年)4月1日から適用する。

この要領は、令和2年(2020年)3月24日から施行し、令和2年(2020年)1月16日から適用する。

この要領は、令和2年(2020年)7月28日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

この要領は、令和2年(2020年)11月9日から施行し、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

この要領は、令和3年(2021年)6月10日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。